

12/10 給与引き上げ等に関する団体交渉

2018年12月10日、給与引き上げ等に関する団体交渉を行いました。出席者は組合側は稲垣委員長をはじめ5名、法人側は高橋理事、後藤総務・企画部長、朝國人事課長の他、人事課から5名陪席でした。組合からは8項目の要求書を出していました。それぞれについて簡単に団体交渉の結果をお伝えします。



1. 2018年の人事院勧告は完全実施

今年度の人事院勧告はわずかではあります但しプラス勧告でした。国家公務員の給与法が11月に人事院勧告通りに可決されたので、給与に関して国家公務員準拠の方針である岡山大学もそれに倣い人事院勧告が完全実施されました。すでに12月のボーナスの額が昨年より増加していたはずですが、月給については2018年4月に遡及して上がります。4月から11月までの分は12月給与に上乗せされるとのことです。ただし、年俸制の方は人事院勧告の影響を受けません。

2. 人事凍結、部局への予算カットの影響の調査

昨年度から人事凍結が行われており、また研究費予算の減少・教育経費予算の減少も著しくなっています。特に教育経費の予算の削減によりこれまで行っていた講義や実験の継続が難しくなっているところが出始めています。研究費の場合は外部資金を取ってくることで研究費を確保するという手段がありますが、教育経費が削減されるとそれを補填する手段は個々の教員にはありません。

このような「現場」の実態を大学執行部は認識していないのではないかと思われたので、今回の要求書では人事凍結や部局への予算カットでどのような影響が現場で出ているかを大学として調査してほしいという要求を出しました。

法人側の回答は、大学としての調査はその手間を

考えると実施は難しいとの回答でした。また人事凍結については基本的に向こう10年は凍結の方向だが、部局から「その人員がいなければ部局としての機能を果たせない」という具体的な必要性が上がってくれば人事を考えるととの回答でした。

大学としての調査は行わないということでしたが、実際の部局の状況を執行部が把握していないということは認めており、むしろ組合でつかんでいる状況を教えてほしいと言われました。そこで、組合で把握している農学部、理学部、医学部などの状況をその場で伝えました。それを受けて高橋理事は理系については状況を調べてみると答えました。また学部への経費の出し方を再考することを検討すると答えました。



3. 現行の年俸制と新年俸制

組合からは現在岡山大学で実施されている年俸制（これを現行の年俸制と呼ぶことにします）についての改善要求を出しました。しかし、現在文科省はこれまでの年俸制については2019年4月からは新規適用を取りやめ、新しい年俸制（これを新年俸制と呼ぶことにします）を導入しろと言っています。法人側は現行の年俸制については当初の予定通り数年を目処にグレード表の年俸額の見直しは行うつもりだがそれ以外の制度変更を行うつもりはないと回答しました。そして、文科省に従い、2019年4月以降は新たに年俸制になる人はすべて新年俸制にす

る予定とのことでした。

しかし、実はこの新年俸制についてはまだ文科省からの詳細な説明がなく、法人側も具体的な制度設計に入れていない状況だということです。現時点で明らかかなことは

- ・新年俸制では退職金は年俸に組み込まれず、退職時に支払われる。
- ・新年俸制では住居手当、扶養手当がつく。
- ・新年俸制では業績評価による年俸額の変動が大きくなる。
- ・現行の年俸制の人も希望すれば新年俸制に移れる。ということだけです。2019年4月以降新年俸制導入と言っていますが、状況によっては制度設計が間に合わず実施が遅れる可能性もあります。

組合では、次号の組合だよりで新年俸制についてわかっていることを詳しく解説する予定です。

4. 夜間看護手当の増額・改善

昨年に引き続き、組合からは病院の夜間看護手当の増額と、現在月8回を超えて夜勤をした場合に増額されている夜間看護手当を2交代の場合は月4回を超えたら増額するようにしてほしいと要求しました。



これに対し法人側は、夜間看護手当は、たしかに岡山大学病院より高い大学病院もあるが、岡山大学と同額のところの方が多いため増額の予定はないと回答しました。また月8回を超えたら増額という制度は他大学には見られない制度なのでこれ以上拡充する予定はないと回答しました。

現在岡山大学病院では3交代と2交代が混在しています。組合は2交代の場合そもそも月8回を超えて夜勤を行うということはまれで、2交代と3交代が混在しているということを見ると制度のバランスが悪いということを指摘しました。それに対し高橋理事は2交代と3交代が混在している現状はよくないと認識している、全部を2交代にする方向で考えていると回答しました。今後看護部と意見交換してよい方法を検討するとのことでした。

5. 休日の試験監督時に託児所に子どもを預ける場合の費用について

入試が土曜日や日曜日に行われる場合、子どもを預けて試験監督をすると通常より保育料が余分にかかることとなります。現在でもセンター試験、前期後期入学試験においては大学の学童施設に子どもを預けることができますが有料です。その費用を大学で負担してほしいとの要求を行いました。

法人は大学の学童施設で預かる場合も割引金額であり、他にベビーシッター補助もしていて、全額ではないが一部を大学が負担していると回答しました。

組合からは、本来ならこどものいる教職員には休日の試験対応を免除するというような対応を求めたいが、それが無理なのが現状なのでせめて子どもを預ける費用については大学に負担してほしい、全額負担が無理ならば現在よりもう少し補助額を多くしてほしいと要望しました。法人側は、現在は大学の学童施設を使っての入試時の保育の利用者が数名ということもあり、よい方法を検討したいと回答した。

6. ウーマンテニユアトラック(WTT)の通勤手当支給



現在WTTの方たちは年俸制ですが、通勤手当を含む一切の手当は支給されていません。すべて年俸に含まれているということになっています。組合は、生活に関する手当は支給しないとしている現行の年俸制においても通勤手当は支給されていることを指摘し、なぜWTTだけ通勤手当が支給されていないのか、支給してほしいと要求しました。

法人側はWTTはそのような設計になっていると回答しました。ただ、通勤手当としてではないが、今年からWTTのボーナス額を上げたと回答しました。

7. 事務業務量の削減

組合からは事務業務量の削減を要望しました。

法人側は、事務業務量の削減については努力しているが、小手先でできる改善には限界があると回答しました。事務業務量を削減するには全体的なシステムの見直しが必要だという認識だとのことでした。ただ重要な課題だと認識はしているとの回答でした。

8. 配偶者手当削減、退職金削減の代償措置について

2017年に配偶者手当が削減されました。2018年3月には退職金の削減が行われました。これらについての代償措置について法人側の検討結果を問いました。

配偶者手当削減に対する代償措置としては、組合が要求している銀婚式休暇を前向きに検討するという回答でした。退職金削減に関する代償措置については、基本的に休暇での対応を考えているが、2019年4月からの年次休暇取得義務化と合わせてトータルでの休暇制度の見直しが必要であると考えているとし、その中で考えたいとの回答でした。



今回の団体交渉では、組合を通して現場のみなさまの要求や実態をわずかながらでも伝えることができたと感じています。また、要求したことの多くに対して「検討する」との回答を得ました。今後も粘り強く法人側と交渉していきたいと考えています。

国立大の運営費交付金の評価配分枠を今年の10倍の1000億円に!?

2018年12月20日、政府は国立大学の運営費交付金について、交付金総額の約1割にあたる約1000億円を改革実績に応じて配分する方針を決めたと報道されています。これは国立大学の財政基盤を揺るがすものです。この方針が実施されるとますます国立大学の破壊が進み、地方国立大学の中には立ち行かなくなるものが出るのではないかと懸念されています。



改革実績に応じた配分とは

運営費交付金について、国による「評価」によって交付金の一部を再配分するという施策は2016年度から始まっています。ただ2016年度は評価を行っただけで実際には運営費交付金の再配分は行われませんでした。2017年度、2018年度と再配分が行われています。再配分される総額は、2018年度では約100億円でした。それを一気に10倍の1000億円にしようというのが現在政府が計画していることです。

この再配分というのは、各大学へ配分される運営費交付金の一部を「再配分枠」とし、大学の評価に応じた「配分率」をかけた額を再配分するというものです。配分率が100%なら拠出した金額と同額が配分されます。100%を超えると増額、100%を切ると減額になります。ちなみに岡山大学の配分率は2017年で90.80%、2018年で96.00%で、拠出した金額より減額になっています。2017年、2018年の各大学の配分率を見ると一番低いところで約77%です。



岡山大学への影響はどの程度?

2018年度の岡山大学への運営費交付金は約178億円です。2019年度も同程度の運営費交付金だと仮定すると、そのうちの1割つまり約18億円が「再配分枠」になります。これまでの評価を見ると配分率が0%となることはなさそうですが、最悪の場合75%くらいになることは覚悟しなければならないかもしれません。すると単純計算で4.5億円程度の減は見込まなくてはならないことになります。岡山大学に配分されると想定できる運営費交付金は全部で約174億円前後というところでしょうか。評価が毎

年どうなるかわからないので、常に最悪の場合を想定して人事計画などを進めなければならなくなるでしょう。教職員の給与の減額を行った東日本大震災後の2013年の岡山大学の運営費交付金額が約160億円ですので、そこまでは行かないにしても相当人件費が厳しくなると思われます。現在でも特別な場合を除いて人事を凍結している岡山大学では、さらに人事が硬直すると予想します。

各国立大学では、長期的計画を評価が最低だった場合を想定しつつ考えなければならなくなるでしょう。その場合、もし評価が良くて配分額が増えても、その増額分は死に金になるでしょう。計画にないお金を急にもらっても、利益を追求したり貯蓄をしたりしてはいけない国立大学においてそのお金をうまく活用することはほぼ無理でしょう。われわれは今までも文科省や国が決めた目的に沿った単年度予算を獲得した結果、その年度内に予算を使い切るために知恵を絞るといった無駄な労力をかけ、必要かどうかかわからないものを買ったり行かなくてもなんとかかなうようなところに行ったりしてきました。それがもっと拡大されるわけです。財務省も政府も何もわかっていないと言わざるを得ません。

手立てはないのか?

国大協もこの方針に対して反対声明を出していますが、これからの国会で予算案が修正なく可決してしまうと、この評価枠を10倍にするという政府の方針が実現してしまいます。声をあげるなら今しかありません。とりあえずこの情報を多くの人に知らせることから始めましょう。



11/26 有期雇用職員に関する要求書を提出

岡山大学では、現在、本部や部局雇用の非常勤職員については、さまざまな条件はあるものの5年を超えての契約が可能となっています。けれども、特別契約職員や研究室雇用、プロジェクト雇用の任期付き教職員については原則として5年を超えての契約はできません。また、5年を超えて無期契約になる非常勤職員の方々の待遇についてもまだ十分に制度が整っているとはいえないところがあります。

岡山大学職員組合では、一人でも多くの非常勤職員・任期付き教職員の方が無期雇用となれるよう、また無期雇用となった方の労働条件が改善されるよう活動しています。その一つとして、現在以下の要求書を提出して団体交渉を予定しています。団体交渉は2019年1月16日です。みなさまのお声をお待ちしています。

2017年に岡山大学が有期雇用職員の無期雇用転換の適用範囲を、臨時事務職員、技術職員、非常勤講師と広げたことを、組合として評価します。労働契約法改正の本来の主旨である雇用の安定化を更に推進するため、以下の項目を実施することを要求します。

1. 無期雇用となる臨時事務職員に、配置転換が行われる部署がありますが、恣意的な配置転換が行われることがないよう、臨時職員の配置転換について全学的なルールを作ること(例:本人が特に希望しない限り同一キャンパス内での配置転換とすること、契約期間が5年に満たない場合は原則として配置転換を行わないこと)。また、配置転換にあたっては、当事者の意見を十分に聞いて決定すること。
2. 無期雇用となる臨時事務職員について、非常勤職員規則を見直し、特別休暇などの休暇制度を常勤職員と同等にすること。
3. 研究室雇用、プロジェクト雇用の職員についても、雇用年数の制限をなくし、業務と財源がある限りは、本人が希望すれば5年を超えて雇用を継続できるようにすること。
4. 特別契約職員、任期付き教員の任期終了年に、本人が希望すれば、雇用継続の審査を受ける機会を与えること。同じポジションに5年ごとに新たな人を採用するのは、職員の経験や知識を無駄にするだけでなく、採用業務にかかる時間と労力の無駄にもなります。業務と財源があり、審査基準を満たしていれば、5年を超えても雇用を継続できるようにすること。
5. 非常勤講師にとって担当コマ数の減少は収入の減少となり、生活を脅かす事態につながります。無期雇用となった非常勤講師の担当コマ数を減らさないこと。またカリキュラムの変更などにより、止むを得ず減コマする場合は、事前に十分に話し合い、担当できる他科目への振り替えなどを検討すること。

京都大学職組 高山佳奈子さんとの懇談（前編） 賃金訴訟について

この記事は、2017年11月3日に岡山国際交流センターで開催された11.3憲法公布のつどいに講演講師として登壇された京都大学の高山佳奈子先生に講演前に少しお時間をいただき、給与臨時減額の裁判の話を中心にいろいろお伺いした話を記事化したものです。

2年間の給与臨時減額とは一体何だったのか？裁判の最前線で戦ってこられた高山先生のお話は、この問題を顧みるのに大変良い機会になりました。また、今後の組合活動を考えていく上でもいろいろ示唆に富む内容です。

なお、記事化に時間が掛かり、掲載までにインタビューから1年以上経過してしまっただけを深くお詫び申し上げます。



高山佳奈子氏プロフィール

京都大学法学研究科教授。専門は刑法。2012年度京都大学職員組合中央執行委員長。東日本大震災を理由とした大学教職員の賃金引き下げの際、京都大学を相手とした賃金請求訴訟の原告の一人となった。現在京都大学職員組合副中央執行委員長。

賃金訴訟は一人だけで戦ったわけではない

笹倉: せっかく高山さんが岡山に来てくださっているの、何か記事にしようということで企画させていただきました。私がお聞きしたいのは、やっぱり裁判のことですね。臨時減額したとき、最初に高山さんが自分一人でも裁判するっておっしゃ

ったのがすごく全体を引っ張ったと思っています。
高山: ありがとうございます。でもそれは、褒めすぎです。確かに一人でもやりますと申し上げたのはその通りです。でも、これは全大教での取り組みですから、本当は一人だけではない訳です。一応、全大教の方針として地区ごとに最低一校は裁判をすることになっていました。近畿地区は、神

戸大学が別の事案の争いでちょっと疲弊していて、さらに賃金訴訟に取り組むのは難しそうでした。京都大学がやるとういうのは、象徴的な意味も大きいですし、やらなかったら期待に反するというのもありましたので、個人的に一人でやりますということではなく、全大教の取り組みのなかで当然京大がやるべきであると考えてやりました。結果、組合の役員の方々が原告の数をたくさん集めてくださり、大変多くのメンバーが原告団に加わりました。

笹倉：一度だけ傍聴支援に行かせていただきましたが、すごく雰囲気が良かったです。



高山：裁判は平日の昼間にやっているの、現役職員はほぼ来られなくて、授業のない教員とか、あるいは、職員組合のOB会のメンバーがたくさん傍聴に来てくださいました。たぶん、傍聴者の半分ぐらいはOB会のメンバーです。あとは、全大教の近畿地区の方々が必ず来てくださっていました。そういう熱い支援をいただきながら進められたのは嬉しいことでした。裁判そのものは最高裁が終結してしまったんですけど、まだ私は一人で行政訴訟やっています。

行政訴訟で司法の責任を問う

笹倉：そのあたり詳しくないので、教えていただきたいです。



高山：労働裁判は、他大学の訴訟と一緒に内容でしたが、京大は他と違い財源が十分にあったという事実認定でしたから、国に要請されただけで賃下げができるのかということが争点になりました。一応、最高裁まで国の要請だけで賃下げができるという結論になっていますが、最高裁は何も理由をつけてないので、高等裁判所の判決理由を認めたとということになります。他大学の裁判はおそらく全部、財政問題が理由の中に含まれているんですけど、京大の場合、お金はありました。

中富：唯一勝てる裁判かなと思っていました。

高山：そうなんですよね。山形大は財政問題だけが争点になっていて、国の要請は関係ないという主

張を大学法人側がしていました。事実認定でお金がなかったことになっているんですね。事実認定が歪められてしまうと、最高裁でひっくり返すのは、なかなか大変なことになります。だいたいこの大学だって、節約すればそんな賃下げに対応できるぐらいの財源はあるじゃないですか。でも、それが認められなかったのは、裁判のあり方として非常に問題があったと思います。特に京大の場合、お金もあったのに賃下げはできると判断しています。なので、裁判官に対する刑事告訴を考えています。証拠に基づかない裁判は違法であり、国からの要請がどういうものだったのか認定できなければいけないのに、まったく証拠が出ないまま単に選択肢がなかったという判決になっています。証拠に基づかない裁判をやったことに対し、公務員職権乱用罪で刑事告訴を考えています。他の国では枉法(おうほう)罪という裁判官が法を枉(ま)げる罪があるんですけど、日本はそういう犯罪類型がないので、一般的に職権乱用罪ということになると思います。時効までに訴えたいと思っています。裁判所は合議体だから、誰がどういう票決をしたか分からないですが、その事実認定に関して一言も質問を発してないので、たぶん一審も二審も三人全員の一致意見だったと思われます。だから、六人に対して、刑事告訴しようと思っています。あと、ILOに申し立てします。

中富：刑事告訴ということは、裁判をやるのではなくて、検察を動かすということですよ。告訴で動きますか？

高山：動かないんだけど、やりましたということ全世界に宣伝します。海外から見ると、この日本のあり方は非常に違法で、絶対、「うちの国だったらこんなの憲法違反ですよ」と言われます。国公の訴訟もそうですよね。公務員の地位を剥奪されて賃下げっておかしいじゃないですか。当然、「そんなうちの国では憲法違反ですよ」と言われます。他の国では、もっと異なるレベルでも浸透していることなので、海外の仲間の応援も仰いだほうがいいということです。国家公務員の賃下げについて、全労連と国公がILOに勧告を求めている、その中でILOは、「国立大学の賃下げの裁判の動向も注視する」というコメントを出してくださっています。注視していただいている中、全国の裁判がある程度終わりに近づいていますので、こちらの申し立てもやろうと思っています。もちろん国公さんと緊密に連携しながらやります。それが労働事件の方で、あと主に私が一人でやっているのが、3月に始めた国家賠償訴訟です。

国の賃下げ要請には何の意味もなかった

笹倉：国家賠償訴訟は何に対する訴訟ですか？

高山：大学法人ではなくて国が被告です。

笹倉：これも賃下げに関してですか？



高山：そうです。新潟大は、国と大学を両方訴えて、国家賠償と労働裁判がいっしょに進んでいますけど、他の大学は全部、大学法人を訴えただけでした。国を訴えたのは新潟大だけなんです。しかし、新潟大もお金がないから仕方ありませんみたいな判断になると、国がやったことの違法性は、直接判断されないということになってしまいます。京大はお金があったという認定だから、国の要請が違法だったということを争わなければいけないと考えました。しかし、調整が間に合わず、最後に賃下げが行われてから3年間の時効が近づいてきましたので、ぎりぎりでもとてあえず提訴しておこうということ。最後のひと月、2014年3月分の賃下げが2万何千円かで、これは国の違法な働きかけによって起こったものであるから、その違法性を主張して損害賠償を請求するという形で国を提訴いたしました。京大の場合、お金はあったという認定なので、国の要請が唯一の賃下げの原因です。要請があったので賃下げをしたという因果関係は争いようがないので、そこは国も因果関係がなかったという主張はしない。そのかわり私は「脅迫があった」とか「国は強制している」という主張をしないということになったので、結局、争点は行政指導として賃下げをできるかできないかという1点に絞られています。賃下げをしても復興財源は1円も増えません。というのも、運営費交付金の削減自体は決まっているので、それに対してどのように対応するかは、各大学で勝手にやってくださいということだったわけです。お金自体は抛出されていて、それに加えて賃下げという形をとるかどうかは、もともと自由なんです。それに関わらず、賃下げをしろという要請が繰り返されたということは、本来なんの行政的目的にも資することのない違法な働きであるとしか言えないと思います。そこのところだけを争って主張しています。本当でしたら、100人ぐらい原告を募ればよかったんですけど、ちょっとバ

タバタしていて間に合いませんでした。周りの支持が得られなかったから1人になっているわけではなくて、私が準備不足だったので急いで提訴したということです。

中富：行政指導できないという根拠はどのへんに求められるのでしょうか？

高山：行政指導そのものは、なんらかの行政的な目的の役に立つような働きかけでなければなりません。例えば、それをやって協力してもらうことによって公共財源が増えるとかです。そういうところに結びつかないといけないのに何も無い、ただ賃下げをしろというのは、人権侵害を働きかけているだけなんです。訟務検事さん達は、何をどうやって反論するんだろうと思います。

笹倉：いまのところ反論は出てきてますか？

高山：出ていないです。裁判に関しては、「3ヶ月考えますので」みたいな感じです。

中富：勝てるかどうかはともかくとして、法の理論は、進む可能性がありますね。

高山：そうですね。今までの国家賠償訴訟は、なんらかの建前、口実になるかもしれませんが、なんらかの正当な目的が掲げられて、そのやり方がまずいのではないかということで争われたものばかりなんです。強制があったとか無かったとか、そういうところで争われていたんですけど、そもそも目的がおかしいという事件は一つも見つけれません。ただ賃下げをしろというのは、先例もなく役に立たない話ですよ。

※2018年9月25日、京都地方裁判所第6民事部は、請求を棄却する判決を言い渡した。



結局、臨時賃下げとはなんだったのか？

中富：結局、何で賃下げしろと言ったんですかね。

高山：本当の理由は公務員バッシングのあおりなんです。民主党政権で野田内閣のときですけど、とにかく何か公務員賃下げをしておけば、世論の支持が得られるみたいな感じで、それが公務員以外にも及んだというのが実質だと思います。

中富：その尻馬に乗るのは正当性がないということですね。

高山：そんなんじゃない、本当の理由なんて言えないじゃないですか。法律上の主張としては無理ですよ。労働事件のときにも言ったんですけど、緊急避難みたいなすごい切迫した状況だったら、しょうがないかもしれませんが、そんなこと全然ないですよ。

笹倉：裁判とかで、外国の人の視点みたいなものは、国内にいるとあまり分からないんですけど、外国から見ておかしいっていうのは、例えばどうい

感じなんでしょう？

高山：法学部には所属してないんですけど、ヨーロッパで学位を取られた労働法専門の先生が京大にこられています。先生によれば、そもそも、公務員だった地位が剥奪されていること自体が問題で、非公務員化するのであれば、新しく採用された人だけが非公務員のポジションで、移行期は両方の地位の方が混在する状態でいくのが普通で、いきなり地位が剥奪されるのは、憲法論として認められないだろうということです。それから、普通の労働事件としての賃下げも、財源があるのに賃下げというのはありえない。それが普通のご感覚であるとのこと。



笹倉：確かにお金がないという理由を付けられると、それ以上どうしようもないと思います。京大は、お金があるのに賃下げは正当という判決ができましたが、京大内ではどのように捉えられているんですか？

高山：賃金だけの問題だけでなく、大学の経営自体がきちんとしていない。組合内外関係なくみんなに、なんとなくそういう認識はあると思いますね。また、お金の使い方という点で考えても、使うべきところに使われず、無駄になっているところがあり、例えば、すごく無理な定員削減をしたのですが、そうすると残った定員の超過勤務がすごく長くなります。超過勤務手当って莫大じゃないですか、定員削減しないでやったほうが、お金の支出は少なくすむはずなんですよね。民間企業的な経営の発想があまりできていないところがあり、そのあたりも組合としてどのくらい言っていくべきなのか考えどころです。5年雇い止めの問題もそうですけど、派遣職員をどんどんいれて、それで支出が多くなっているという状態です。

笹倉：それは、教員ですか。事務職員ですか？

高山：事務職員です。経営感覚としておかしいんじゃないかと思いますね。人材の確保の点でもそうです。

笹倉：岡大の組合では、財政問題をやろうと言いつつ全然進んでないんですが、京大の組合ではそういう問題は どうして ますか？

高山：賃金裁判の過程で法人の文書開示請求を大分やったんです。文書開示は一ヶ月かかるので、ち

よっとまどろっこしいのですけれど、いろいろとまずいのがでてきて、お金がすごいあることが分かかってきたんですね。運営交付金債務と呼ばれている債務だけ積立金みたいなものがあり、例えば、外部の資金で建物の改修をするために何十億円と積んでおきながら執行予定は未定というのがあります、それって貯金と同じような状態ですよ。

中富：東大と京大は、特にお金はあるので緩和措置が何ヶ月か掛かりましたよね。

高山：賃下げの開始が遅れたのと、あと削減率が圧縮されています。

中富：岡大も、1年目は運営費交付金 coming のに下げるといふから、なんで下げるのか聞きました。しかし、東大と京大の前にはできないという論理で、東大・京大の次くらいの圧縮率でした。だから、東大・京大はすごい重要で、きちんとやっていただくと助かりますね。

高山：圧縮はされましたがその率に問題があります。京大は収入の中の運営費交付金依存率は3割だったんです。そうしたら、例えば、国家公務員の教授クラスが9.9%下げられていたら、割合をかけたら3%ぐらいでないとおかしいのに、4.35%下げられていました。それは便乗賃下げで、消費税の便乗値上げみたいなものですよ。それよりも低い割合でないとおかしいのに、裁判ではどんな率でもできますみたいな判決になっていて、滅茶苦茶です。

中富：誰か判例批評を書いて、京大判決の総括をきちんとしていますか？

高山：「こういう判決が出ました」みたいな紹介文は、どこかに出ていたようです。控訴審のときに、和田肇先生と西谷敏先生と、それから龍谷大(当時)の矢野先生の3人に意見書をだしていただいたんですけど、無視されました。先生方には非常に申し訳なかったんですが、評釈もでてないと思います。意見書を書いてくださった労働法研究の先生方は、頑張っているいろいろと主張してください、国家公務員の裁判にも協力してください。憲法や刑事法の研究者は割と権力批判とかしていますが、それ以外の分野の人は、日和っている方が多く、気が弱いというか、そうでもないですよ。ただ、京大にいるぶんには、いろいろと私が政府の政策案に対して批判するような活動をしていることについて、法学研究科の中だけでなく全体から応援する雰囲気を感じていますね。「いじめとか嫌がらせとかないですか」と心配する方がいらっしやるんですけど、私のところには一切ないですね。励ましのお手紙なんかをよくいただいています。(後編は次号に掲載します。)

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第56回

さようなら！長距離普通列車 山陽本線

工学部単組 大西孝

JR グループは、例年、大きなダイヤ改正を3月中旬に行います。次のダイヤ改正は2019年3月16日に実施されますが、去る12月14日に改正の内容が発表されました。新しい路線の開通や、新幹線や特急の増発などの華やかなニュースが目が行く一方で、「あの列車は廃止されないだろうか？」とか「最近ローカル線の列車が改正の度に減ってるなあ」といった心配も頭の中によぎるのが鉄道ファンの心理です。今回のダイヤ改正では、岡山地区の普通列車にも動きがみられました。JR 西日本岡山支社のプレスリリースによると、山陽本線の福山方面への普通列車は、糸崎または三原までの運行となり、これまで運転されていた広島や岩国まで足を延ばす長距離列車が姿を消します。10年ほど前までは、岡山から徳山、新山口、下関を結ぶ長距離普通列車は珍しくありませんでしたが、昨年3月に下関と岡山を直通する普通列車が廃止されました。さらに来年3月には、広島地区の普通列車を新型車両に統一するため、岡山を走る国鉄時代に作られた車両は、先述のとおり糸崎や三原までの運行になります。今回はかつて筆者が乗った下関発岡山行の長距離普通列車の思い出話をお目にかけてしたいと思います。

山陽本線は、兵庫県の神戸駅から北九州市の門司駅を結ぶ500km余りの長大路線です。兵庫県内では新快速をはじめとする多数の列車が運行されていますが、岡山県から山口県にかけては、長距離を移動する乗客は新幹線を使うため、岡山と広島の近郊区間で快速列車が運行されている

他は、普通列車と貨物列車が主体です。このうち下関から岡山の距離は約385kmで、同区間を結ぶ普通列車は、山陽本線の7割以上を走破する長距離ランナーでした。新幹線であれば岡山から下関の先の小倉へ1時間20分程度で着くのに対し、筆者が2009年の夏に下関から乗った列車は、途中の広島近郊（岩国から西条まで）で快速列車となるにも関わらず、7時間4分（下関11:01発 岡山18:05着）もかかるものでした。途中の新山口や徳山、岩国、糸崎といった主要駅では数分から20分程度停車し、その間に途中下車して駅前のスーパーで食料を調達できるようなんびりした列車でした。「そんなに長時間乗ってしんどくないの？」と聞かれることもあります。車内も広島や福山の近郊以外はそれほど混雑しませんし、途中の停車駅で体も伸ばせるので、混雑した新幹線よりも楽なものでした。普段は読めない本をゆっくり読むもよし、途中の駅で仕入れた駅弁に舌鼓を打つもよし、車窓から流れる景色を見るもよし、時間に追われた日常を忘れられるありがたい列車でした。特に山陽本線は、山口県内や宮島、尾道の辺りで海も見えるので、天気の良いと気分爽快でした。この区間で直通列車に乗ったのは一度だけですが、途中で乗り換えて同じ区間を乗車したことは何度もあり、慣れてくると実に楽しい道中でした。ただし使われている車両は色々で、国鉄時代の直角な向かい合わせのボックスシートは、さすがに腰が痛くなる代物で、できれば避けたい車両でしたが、当日、どんな車両がやってくるかは運次第でした。しかし来年3月以降は、そういった経験もできないんだと思うと、最後にもう一度、岩国まで4時間程度でもボックスシートの列車に揺られたいと思うから不思議なものです。



金子みすゞが見守る下関駅のホームで「岡山」の行先表示を掲げた列車を見られたのも今は思い出。全区間、乗り通す人は、どれだけいたことでしょうか。



山口県内では車窓に時折、海が流れます。何かと話題になった周防大島を望む。



旅といえば駅弁！「ふく寿司」（下関駅，上）と「長州さくら弁当」（新山口駅，下）。空いた車内で海を眺めながらいただく駅弁は格別の味です！



さすがに乗り通すと疲れるボックスシート。ちなみにこの車両は「昭和38年製造」で乗車した当時でも相当な年代物でした。（幸い、この列車は下関発岩国行の区間運転：所要時間4時間余りでした。）